

競 技 委 員 会 規 程

第1条 (目 的)

この規程は、千葉県ソフトテニス連盟（以下「連盟」という。）が、連盟会則第3条の目的達成のため各種大会を行うにあたり、その企画、運営に関し、必要な事項を定め連盟の発展に寄与することを目的とする。

第2条 (事 業)

競技委員会（以下「本会」という。）は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 連盟が主催する大会の計画、立案、運営。但し、中体連、高体連、学連、レディース連盟、シニア連盟主管する大会は、この限りではない。
- (2) 連盟が共催、後援を行う大会等に対する協力
- (3) 県内で開催される上部団体が主催する大会の運営
- (4) その他、本会の目的達成上必要な事業

第3条 (運営の細則)

大会参加申込及び大会運営に関する細則を別に定める。

第4条 (役 員)

本会に次の役員を置く。

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 若干名 |
| 委員 | 20名程度 |

第5条 (役員を選出)

役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、代議員会の承認を得て、会長推薦理事を充てる。
- (2) 副委員長は、理事長の承認を得て、委員の中から委員長が選出する。
- (3) 委員は、支部等から選出された者及び委員長が推薦する者で理事長の承認を得た者による。

第6条 (役員任期)

役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

第7条 (審 議)

本会は委員長が招集し審議する。附議する事項は、事業内容、予算・決算、大会運営、その他必要と認められる事項。

第8条 (報 告)

本会の事業結果及び審議結果等は、委員長が連盟理事会において報告するものとする。

第9条 (経費の支弁)

1. 本会の経費は、連盟より支給される年間予算で支弁する。
2. 次の収入は、連盟会計に繰り入れる。
 - (1) 大会参加料

第10条（会計年度）

会計年度は、1月1日に始まり12月31日に終わる。

第11条（事務局）

本会の事務を処理するため委員長の定める所に事務局を置くことができる。

第12条（事務局員の任免）

事務局には事務局員を置き事務を執行する。その任免は委員長が行う。

第13条（規程の改廃）

この規程の改廃等については、連盟理事会の議決による。